

養父市 国家戦略特別区域 区域計画

1 国家戦略特別区域の名称

「養父市 中山間農業改革特区」

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(1) 名称：農地等効率的利用促進事業

内容：農業委員会と市町村の事務分担に係る特例

(国家戦略特別区域法第19条に規定する農地等効率的利用促進事業)

7月4日付の養父市と養父市農業委員会との同意に基づき、養父市内全域の農地について、農地法第3条第1項本文に掲げる権利の設定又は移転に係る同委員会の事務の全部を、養父市長が行う。【直ちに実施】

(2) 名称：農業法人経営多角化等促進事業

内容：農業生産法人に係る農地法等の特例

(平成28年4月1日から規制の特例措置が全国展開)

以下に掲げる法人が、養父市内の農業者等と連携して農地法等の特例を活用した新たな農業生産法人を設立し、又は特例農業法人となって、養父市内の耕作放棄地を含む農地を利用しながら農作物の生産・加工を行う。

① 有限会社新鮮組（愛知県田原市）

[営農作物：米等] 【平成27年3月を目途に設立】

② 株式会社近畿クボタ（兵庫県尼崎市）

[営農作物：米及び野菜] 【平成27年3月を目途に設立】

③ 吉井建設有限会社（兵庫県朝来市）

[営農作物：豆類及びハバネロ等] 【平成27年6月を目途に設立】

④ オリックス株式会社（東京都港区）及びやぶパートナーズ株式会社（養父市）

[営農作物：野菜等] 【平成27年3月を目途に設立】

⑤ ヤンマーアグリイノベーション株式会社（大阪府大阪市）

[営農作物：にんにく等] 【平成27年2月を目途に設立】

- ⑥ 株式会社姫路生花卸売市場（兵庫県姫路市）
[営農作物：リンドウ及び小菊]【平成 27 年 3 月を目途に設立】
- ⑦ 株式会社マイハニー（養父市）（特例農業法人に移行）
[営農作物：れんげ等の栽培による養蜂]【平成 27 年 2 月を目途に移行】
- ⑧ 株式会社アグリノベーターズ（養父市）（特例農業法人に移行）
[営農作物：米や果樹等]【平成 27 年 10 月を目途に設立】
- ⑨ 株式会社トーヨーエネルギーファーム（福島県相馬市）
[営農作物：トマト]【平成 27 年 10 月を目途に設立】
- ⑩ 山陽 Amnak 株式会社（兵庫県三木市）
[営農作物：米]【平成 27 年 9 月を目途に設立】
- ⑪ 福井建設株式会社（兵庫県養父市）及び株式会社オーク（兵庫県豊岡市）
[営農作物：米]【平成 27 年 10 月を目途に設立】

(3) 名称：農業への信用保証制度の適用 関連事業

内容：農業への信用保証制度の適用

(国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業)

養父市が、新たな制度融資を創設し、新たに設立された農業生産法人をはじめとする商工業とともに農業を営む中小企業者等が、兵庫県信用保証協会の保証を得て資金融通を受けることができるようにする。【直ちに実施】

(4) 名称：歴史的建築物利用宿泊事業

内容：歴史的建築物等に係る旅館業法施行規則の特例

(国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業)

一般社団法人ノオト（兵庫県篠山市）が、養父市大屋町大杉地区において、地域団体等と連携し、古民家等を活用した宿泊施設を営業する。

【平成 27 年度中を目途に着手】

(5) 名称：国家戦略特別区域高年齢退職者就業促進事業

内容：高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の特例

(平成 28 年 4 月 1 日から規制の特例措置が全国展開)

公益社団法人兵庫県シルバー人材センター協会（兵庫県神戸市）が、高年

齢者等の雇用の安定等に関する法律の特例を活用し、高年齢退職者の就業の促進を図るための労働者派遣事業を行う。【直ちに実施】

(6) 名称：特定非営利活動法人設立促進事業

内容：NPO法人の設立手続の迅速化に係る特定非営利活動促進法の特例

(国家戦略特別区域法第 24 条の 3 に規定する特定非営利活動法人設立促進事業)

新たな産業と雇用の創出に寄与するとともに、社会起業の重要な担い手でもある特定非営利活動法人（NPO法人）の設立を養父市において促進するため、兵庫県が所轄庁として実施するNPO法人の設立認証手続における申請書類の縦覧期間を、2月から2週間に短縮する。

【平成 27 年度中を目途に実施】

(7) 名称：法人農地取得事業

内容：企業による農地取得に係る農地法の特例

(国家戦略特別区域法第 18 条に規定する法人農地取得事業)

以下に掲げる法人が、長期的・安定的な経営基盤等を確保した農業経営を行うこと及び以下のそれぞれの理由により、養父市内の農地を取得する。

① 株式会社 Amnak（養父市）

酒米の作付面積の拡大を地域との調和を保ちつつ円滑かつ迅速に実施するため耕作放棄地等を取得・再生するとともに、農業者以外からの資本増強等による関連施設（ライスセンター）等の整備を通じ、生産から収穫、精米までの一元的な自社管理による高品質な酒米の生産、日本酒の国内販売・輸出を行うため。

【平成 28 年 11 月を目途に取得】

② 兵庫ナカバヤシ株式会社（養父市）

ニンニクの栽培技術の実証を地域との調和を保ちつつ円滑かつ迅速に実施するため耕作放棄地等を取得・再生するとともに、関連施設（保存・乾燥施設）等の整備や土壌改良を通じ、養父市や地域の企業・農家が一体となったニンニクの「養父市ブランド」の確立を目指し、本格的なニンニク生産に取り組むため。

【平成 28 年 11 月を目途に取得】

③ 株式会社やぶの花（養父市）

リンドウの作付面積の拡大を地域との調和を保ちつつ円滑かつ迅速に実施す

るため耕作放棄地等を取得・再生するとともに、農業者以外からの資本増強等による関連施設（園芸施設、集出荷施設）等の整備を通じ、リンドウの生産から販売までを一貫して行う体制を構築し、養父市や地域の企業・農家等が一体となった中山間地発の本格的なリンドウ生産に取り組むため。

【平成 29 年 1 月を目途に取得】

④ 住環境システム協同組合（養父市）

小規模水耕栽培の実証を地域との調和を保ちつつ円滑かつ迅速に実施するため耕作放棄地等を取得・再生するとともに、実証技術の普及や集出荷体制の構築を通じ、地域の企業・農家が一体となった効率的・安定的なレタス等の生産に取り組むため。【平成 29 年 3 月を目途に取得】

(8) 名称：国家戦略特別区域自家用有償観光旅客等運送事業

内容：道路運送法の特例

（国家戦略特別区域法第 16 条の 2 に規定する国家戦略特別区域自家用有償観光旅客等運送事業）

養父市内の一般旅客自動車運送事業者、観光関連団体、地域自治組織等で今後設立する N P O 法人である養父市マイカー運送ネットワークが、養父市大屋地域及び関宮地域を運送の区域とし、外国人観光旅客その他の観光旅客の移動のための交通手段を提供することを主たる目的として有償で自家用自動車により行われる旅客の運送であって、一般旅客自動車運送事業者によることが困難な運送である自家用有償観光旅客等運送を行う。

【平成 30 年 5 月を目途に実施】

3 区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果

区域計画が実施されることにより、国家戦略特別区域である養父市において企業や地域の高齢者など多様な担い手が農業に参入し効率的・先進的な生産に取り組むとともに農業者自らも農畜産物の利用拡大に取り組むことを通じ、中山間地における農地の効率的利用や革新的農業の推進、生産の拡大が図られ、養父市における農業等の産業の競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成に相当程度寄与する。